自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の概要・必要性

平成22年10月の生物多様性条約第10回締約国会議では、2020年までに侵略的外来種とその定着経路を特定すること等を掲げた愛知目標が採択された。 さらに平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、愛知目標を達成するための主要行動目標として対策の強化による侵略的外来種の根絶等が掲げられた。

これらの動向を踏まえて、中央環境審議会において取りまとめられた「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」(平成24年12月、意見具申)に基づき、優先度の高い侵略的外来種の防除を効果的・効率的に推進する。

2. 事業計画

(1)特定外来生物防除直轄事業

生物多様性の保全上重点な地域において防除事業を実施する。

- ①世界自然遺産の候補地である奄美大島及び沖縄島やんばる地域において、 希少野生動物等を捕食するマングースの完全排除を目指し、集中的なワナ の配置、低生息密度下でのより効率的な防除手法の導入等を行い、効果的 な防除を実施する。
- ② ラムサール条約湿地など環境省が管理する重要湿地において、オオクチバス等の防除を実施する。
- (2)侵入初期外来生物緊急防除事業

我が国で新たに定着が確認された侵略性の高い外来種について、分布を拡大する前に緊急的に防除を行い、根絶や封じ込めを行う。

(3) 広域分布外来生物対策強化促進事業

広域に定着し分布を急速に拡大しているアライグマ、ヌートリア等について、各地方公共団体における侵入初期での迅速かつ効果的、効率的な防除を促進する。

3. 施策の効果

外来生物による日本の生態系等に係る被害を防止・低減し、我が国の生物多様性の保全を図る。特にマングースの防除を重点的に実施しているやんばる地域・ 奄美大島では世界自然遺産の候補地となっており、防除を強力に進める必要がある。

対策が遅れると外来生物の増加により被害が拡大し、対策に係る経費が増大するため、早期に防除を行う必要がある。

特定外来生物防除等推進事業

わが国の生物多様性に重大な影響を及ぼす 外来生物の防除を効果的に推進

1. 特定外来生物防除直轄事業

世界自然遺産候補地等、わが国の生物多様性保全上重要な地域における防除

- ・マングース防除(奄美大島・沖縄本島やんばる地域)
- ・オオクチバス防除(ラムサール条約湿地)





2. 侵入初期外来生物緊急防除事業

最も費用対効果の高い侵入初期における緊急防除

- ・スパルティナ・アルテルニフロラ緊急防除(伊勢湾、有明海の干潟)
- •タイワンスジオ緊急防除(沖縄本島中南部)



スパルティナ・アルテルニフロラ



3. 広域分布外生物対策強化促進事業

全国的に問題となっている外来生物の対策についての 地方公共団体支援

アライグマ、ヌートリア防除



